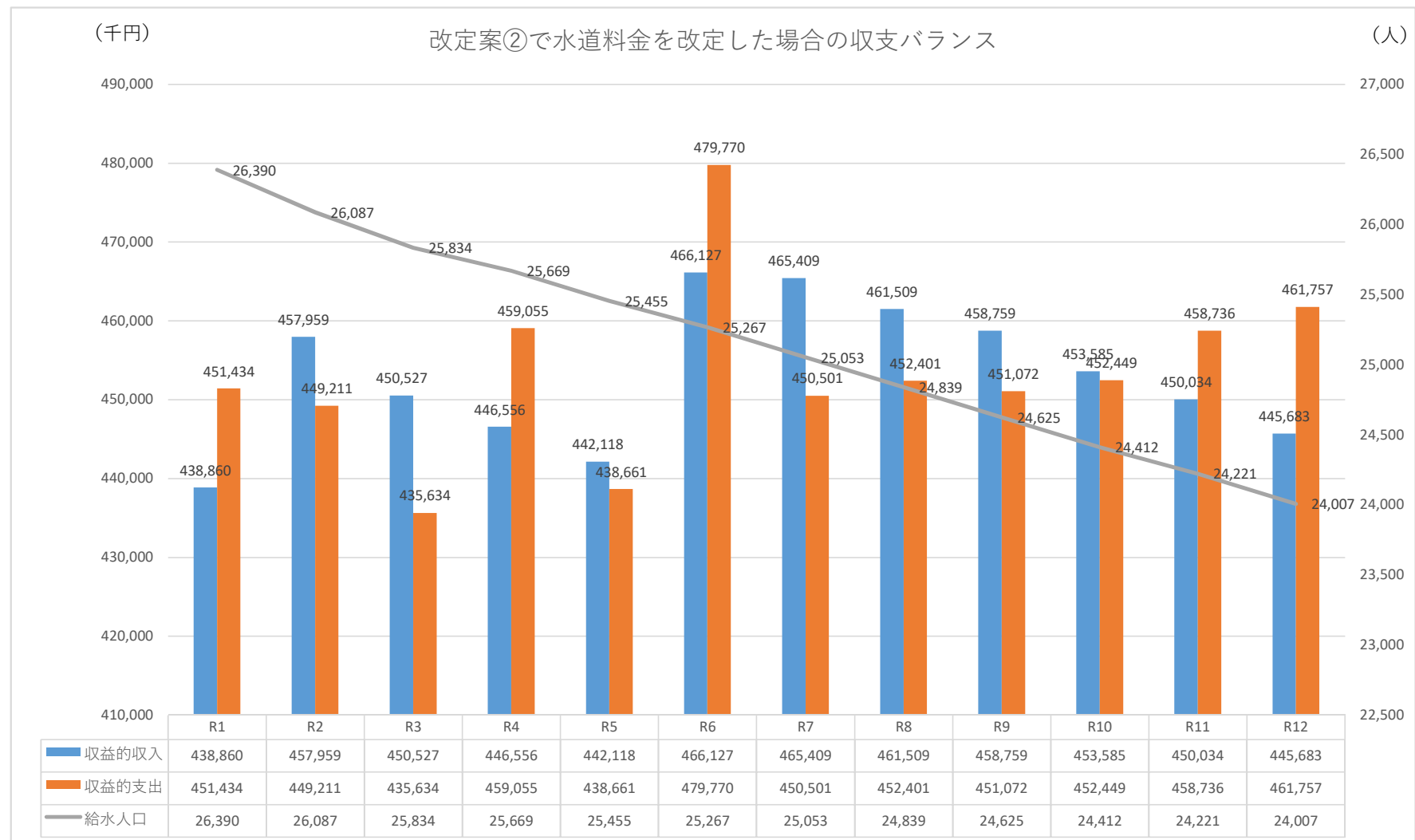
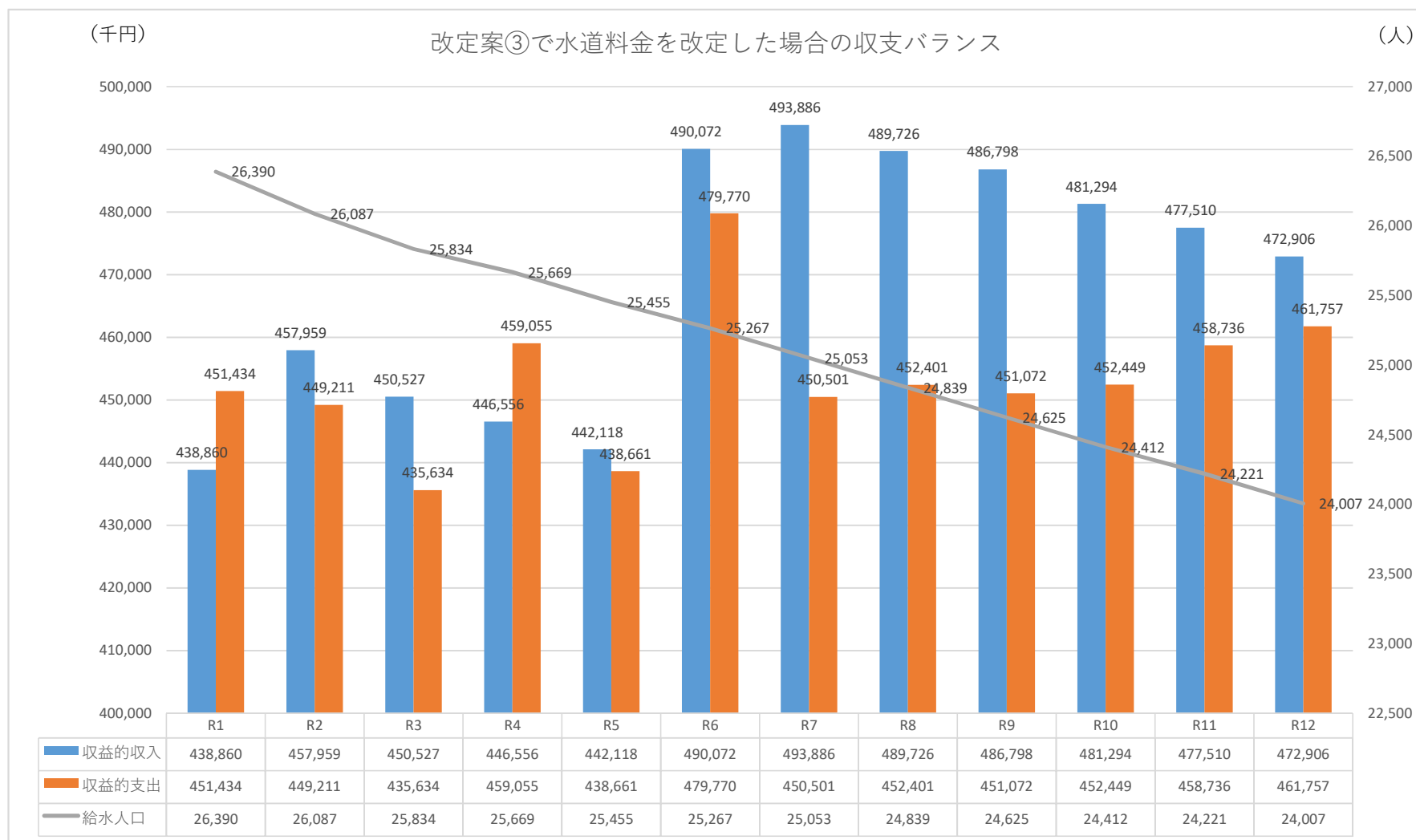


・改定案①で料金改定した場合、R6～10年度における収支バランスを見ますと、一時的に料金収入が回復しますが、長期的に見た場合、安心安全な水を届けることが出来なくなると予想されます。

<R6～10年度の収支の均衡と料金格差を統一するまでの緩和措置とした場合>



- 改定案②で料金改定した場合、R6～10年度における収支バランスを見ますと、改定案①よりも基本料金部分での負担が上がります。また、改定案①と同様で、一時的に料金収入が回復しますが、長期的に見た場合、安心安全な水を届けることが出来なくなると予想されます。 <R6～10年度の収支の均衡と料金格差を統一するまでの緩和措置とした場合>



- ・改定案③で料金改定した場合は、料金改定算定期間（R6～10年度）間は、安定した水道事業の経営を行うことができます。
- 一方で、水道利用者には今までよりも多くの料金負担をお願いする事になります。

<料金体系を統一した場合>